

海士町 景観計画



海士町 景観計画

平成 28 年 12 月策定



海士町 景観計画

景観計画の基本理念

基本理念に込めた思い	04
------------	----

第一章 はじめに

景観とは	07
景観計画とは	13
景観計画の位置づけ（関連する計画など）	14

第二章 現状

海士町の現状	16
各集落の現状	17
・菱浦地区	18
・福井地区	19
・西地区	20
・中里地区	21
・東地区	22
・北分地区	23
・宇受賀地区	24
・豊田地区	25
・保々見地区	26
・知々井地区	27
・御波地区	28
・多井地区	29
・崎地区	30
・日須賀地区	31

第三章 海士町の良好な景観形成

景観特性 ～海士町らしい景観とは何か～	33
景観形成の課題	38
良好な景観形成に関する方針	39
島まるごと景観まちづくり	43
良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	45
景観形成基準	49
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	53
屋外広告物の表示及び	54
屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	
景観審議会の設立に関する方針	54
景観計画の見直し	55

資料

海士町景観審議会委員	56
海士町景観審議会事務局	56
策定までの経緯	57



景観計画の基本理念

『100 年先に誇れる、海士らしさを育む』

1. 【むかし】昔ながらの海士の良さを、100 年後にも受け継ぐことのできる人と文化を持った島
2. 【いま】人の営みと海士の自然がつくる美しさを、みんなで大切にできる島
3. 【みらい】守るべきものを守り、変えるべきものを変え、「海士らしさ」を育める島



基本理念に込めた想い

海士の人々は、実にさまざまな「海士らしさ」を感じています。

海に見える美しい朝日や夕日。

漁船の往来や漁火から感じる海の暮らし。

水を張った田んぼが美しく連なり、澄んだ風を運ぶ。

いつものように春が来て、田植えができることに安堵し、

秋には黄金色に輝く実りに喜ぶ。

家々のしゃん山（家庭菜園）には、野菜を作ってお裾分けする光景がある。

そんな、農とともに暮らす営みも、ひとつの風景。



後鳥羽上皇や京都とのつながりのある歴史を大切にしながら、
島の恵みに感謝し、日々の暮らしを共に楽しむ。
地区ごとの団結力を育んできた、お社とお祭りの伝統があり、
島をよりよくするために共に汗を流し、絆を深める。

助け合いの精神があり、半農半漁で自給自足できる島だからこそ、
生きていくことに不安がなく、どこことなく、人の心にゆとりがある。
それが、いつも笑いが絶えず、よそからの人や文化を受け入れる
活気ある海士の魅力につながっているのかもしれない。



そんな、「海のなかの里山」と誇れる今の海士は、
自然を舞台として、人の営みがつくり続けてきた結晶です。

この島を自分たちで守り、自分たちでより良くしているという自負そのものが、
この島でともに暮らす「誇り」であり、それこそが未来に残せる大きな財産です。

その「誇り」が島の外から訪れた人にも伝わり共鳴しあったとき、
本当の海士の魅力が世の中に伝播していく。

100年後の未来、誇ることのできる島に向けて、
100年前の今から、できることを始めよう。

海士町は、「海士らしさ」をみんなでつくり続ける島を目指します。

第一章 はじめに

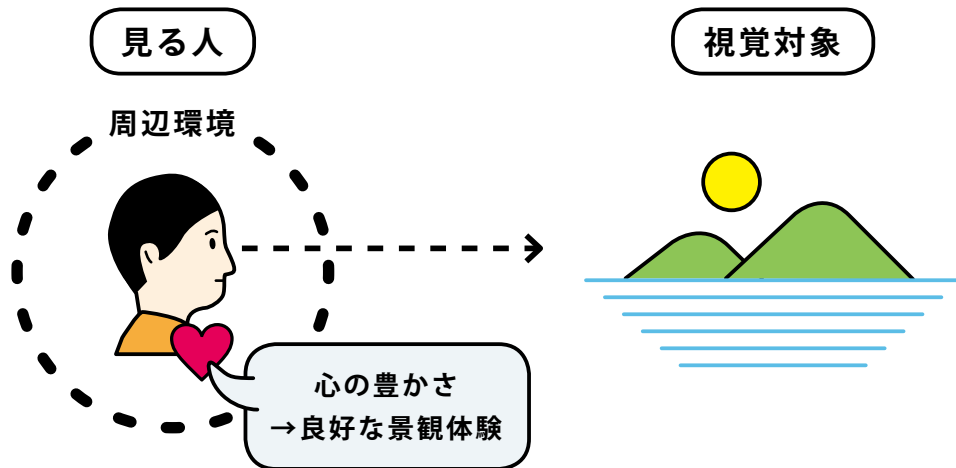


景観とは

「景観」とは、屋外のある程度以上の広がりをもった眺めのことです。

「風景」や「景色」などとも言われます。はじめに、本計画の前提となる「景観」についての考え方を整理します。

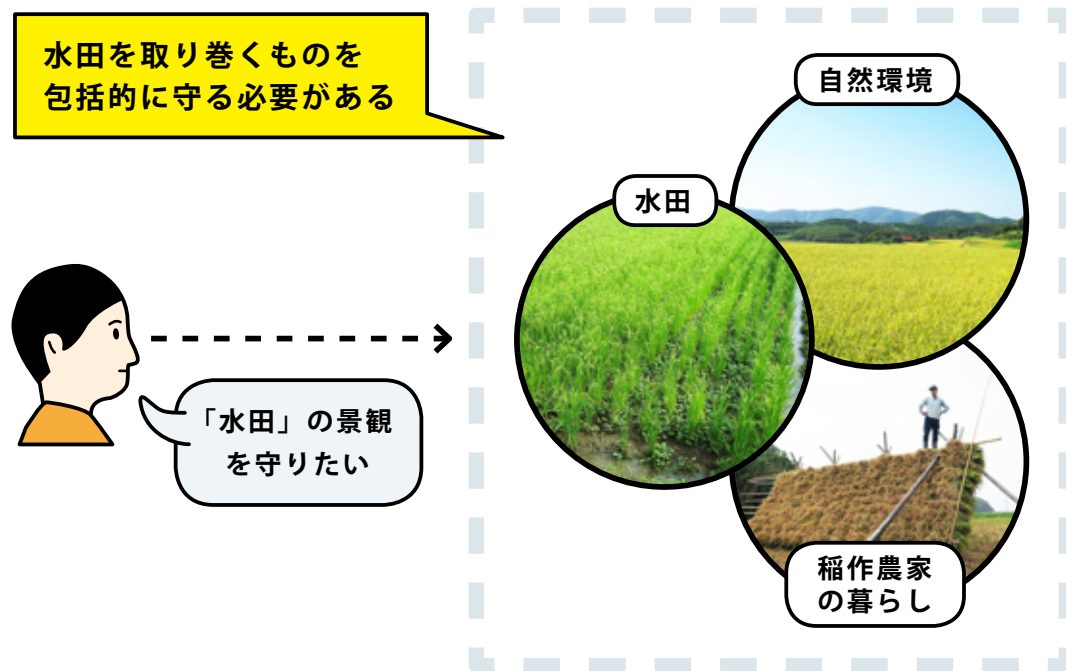
「景観」は、「見る人」がいて はじめて成り立つ



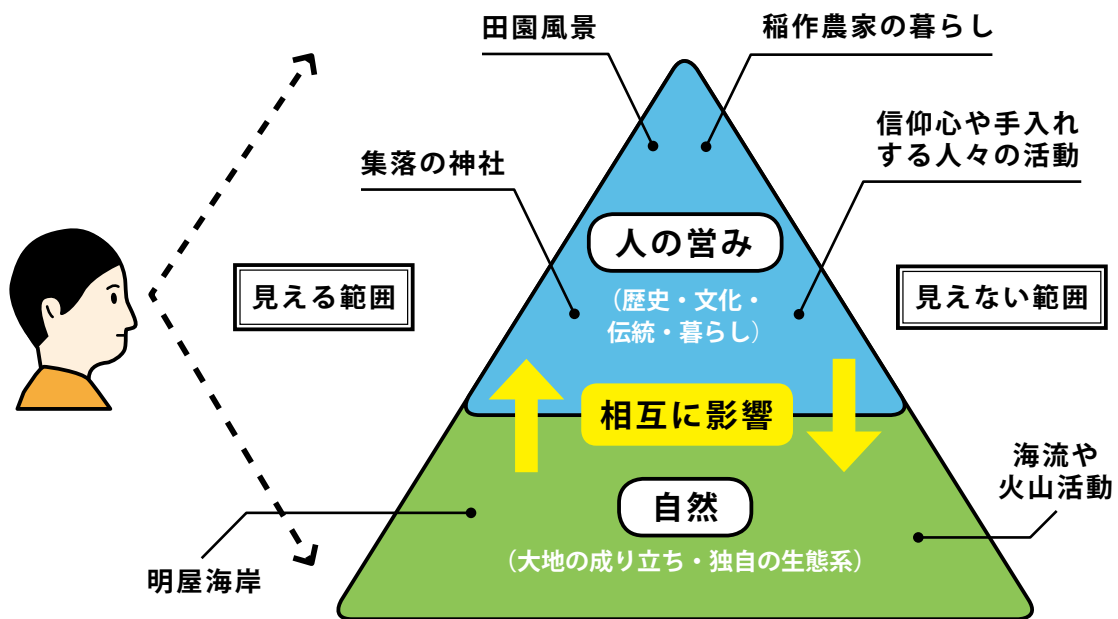
フランスの風景学・地理学者のオギュスタン・ベルクの言葉に、「山があるから、山の景色があるのではない。景色として山を見るから、山の景色があるのだ」とあります。つまり、「景観」とは、「見る人」の視点があってはじめて成り立つものという考え方です。この考え方における「美しい景観」とは、景観を「見る人」が得られる体験が良好な状態と言えます。

「見る人」が良好な景観体験を得るためには、視覚対象だけではなく、「見る人」の周辺環境（音・匂いなど）を良好にする必要があります。さらには、美しさを感じようとする心の豊かさを「見る人」が持っていることも、良好な景観体験のために大切な要素となります。

「景観」は、「自然」と 「人の営み」の関係を包含する



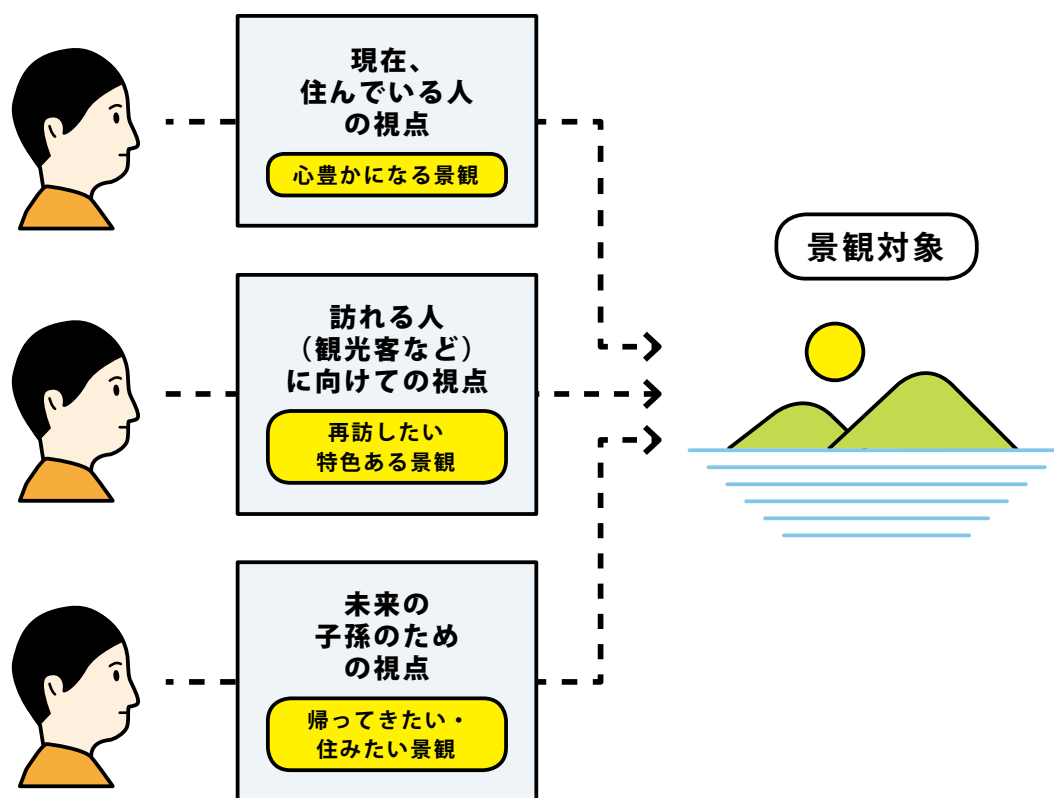
「景観」という言葉は、視覚対象となる「自然」を想起しやすい言葉です。しかし、「景観」とは「自然」だけでなく、「人の営み」との関係を包含するものと考えられています。例えば、良好な景観としての「水田」には、稲作に適した土地（地形・地質）、水を蓄積する森林や山、水を供給する河川や天候など、様々な「自然」の土台が必要な上に、稲作を行う農家の営みが不可欠です。すなわち、良好な景観をつくるためには、目に見える「自然」だけでなく、「人の営み」にも目を向ける必要があると言えます。



さらに、「人の営み」は「自然」を変動させることもあり、相互に関係しています。例えば、田畑の開墾や、山を削る道路工事、漁港の整備などの「人の営み」が、その土地の「自然」を変動させることがあります。「人の営み」と「自然」の相互関係を包含する「景観」の概念は、上の図のように表現できます。

このように、良好な「景観」を守り、つくるためには、「自然」と相互に関係する「人の営み」までを捉え、長期的かつ包括的に取り組む必要があります。

「景観」を考える上での3つの視点



海士の景観を考える上で、3つの異なる視点があります。

01. 現在、住んでいる人の視点

02. 海士に訪れる人（観光客など）に向けての視点

03. 未来の子孫のための視点

「景観」を考える際には、それぞれの異なる視点の存在に配慮する必要があります。

01 現在、住んでいる人の視点 ＝心の豊かさを感じられる景観を守る

古くから短歌に歌われてきた、島の美しい自然。島の人の楽しみのひとつでもある、釣りや山菜採りの風景。神社のお祭りやお大師さんなどの行事の際の賑わい。夜の海に輝く漁火や、風にゆれる稲穂。そんな心の豊かさを感じられる、海士らしい景観を守るという視点があります。

02 海士に訪れる人(観光客など)に向けての視点 ＝再度、訪れたい景観をつくる

海士町は、島外から訪れる人を迎え入れ、大切におもてなしをする、温かい文化の残る島です。

歴史的にも、島外から訪れる人の存在が、現在の海士の一部を作っていると言えます。飲食・宿泊業だけでなく、農業・漁業などの島の産業を守るためにも、来訪者がもう一度訪れたいような景観をつくるという視点も重要です。

03 未来の子孫のための視点 ＝帰ってきたい・住みたい景観をつくる

経済活動の継続や文化継承においても、今後も継続的に UI ターン者が存在することが重要です。「帰ってきたい」「住みたい」と思える魅力ある景観をつくる必要があります。

未来の海士に住む人のためにも、美しい「自然」と豊かな「人の営み」のある海士らしい景観をつくる視点が大切です。

景観計画とは

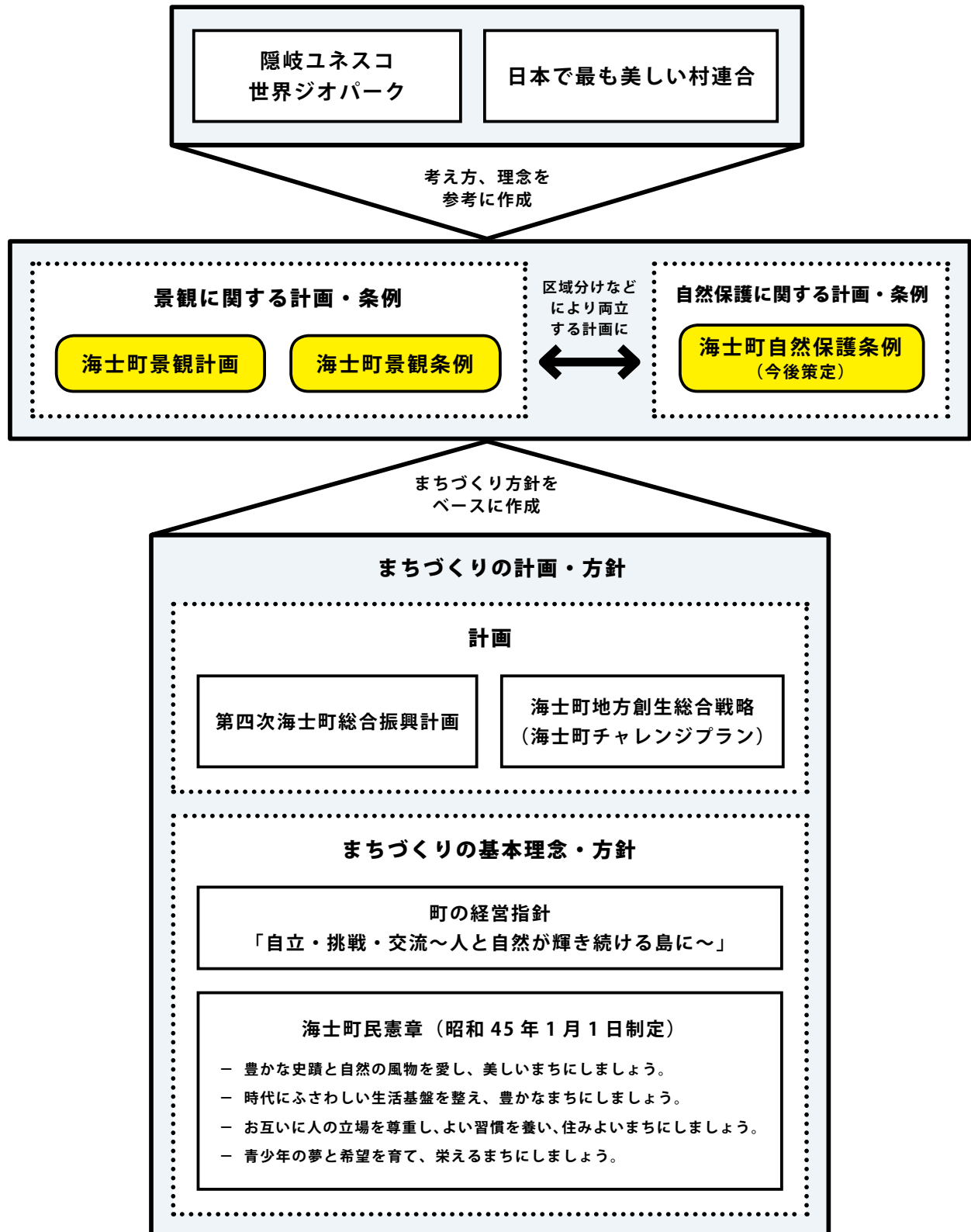
景観計画とは海士町が景観法に基づき独自に定める、美しい景観を形成していく為の基本計画です。本計画では、次の事項を定めます。

- ・ 景観計画の区域
- ・ 景観計画区域内の良好な景観の形成に関する方針
- ・ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

また、良好な景観形成の推進のために、景観重要樹木・建造物の指定や、屋外広告物等に関する制限等を実施します。

景観計画の位置づけ（関連する計画など）

本計画には、下図の通り、大きく関連する取り組みや計画がいくつかあります。



第二章 現状





海士町の現状

島根県隠岐郡海士町は島根半島の北方約 60km の日本海に浮かぶ隠岐諸島の 1 つ、島前の中ノ島にある面積 33.6km²、人口約 2,300 人（平成 28 年 3 月末時点）の町です。屈曲に富んだ複雑な海岸線や特異な地形・奇岩などの固有な景観を持っていることから、「大山隠岐国立公園」、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」、「日本で最も美しい村」に指定されています。

対馬暖流の影響で同緯度の地域と比べ温暖な気候条件の中、豊かな海と「名水百選」に選定されている「天川の水」などの豊富な湧水に恵まれていることから、自給自足が出来る半農半漁の島となっています。「干しアワビ」等が天皇に献上されていたことを示す木簡が平城京跡から発掘されたことなどから、古くから「御食國（みけつくに）」として食の豊かな土地だったことも窺えます。

遣唐副使の小野篁や後鳥羽上皇がご配流になられた遠流の島としても有名で、神楽や俳句などの歴史文化や伝統が残っています。

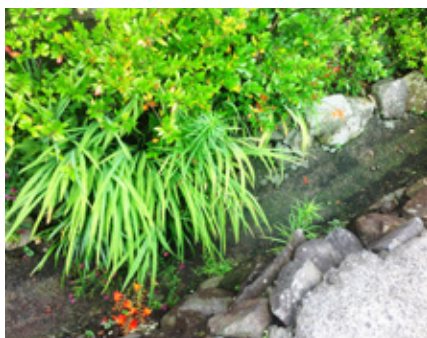
明治の文豪である小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）は、隠岐旅行の際「菱浦港」を最も気に入り 8 日間も滞在し、当時の様子を小説「知られざる日本の面影～伯耆から隠岐へ」に著しています。

そんな海士町ですが、これまで様々な危機に直面してきました。少子高齢化による生産年齢人口の減少、公共投資の急激な縮小、地方交付税の大幅な減額による財政危機・・・そんな厳しい状況の中、地域の持つ潜在的な能力と可能性に賭けて、大胆な行政改革、少子化対策や新たな産業振興策などに取り組んでいます。



各集落の現状

火山の一部が海面上に残って島となっている海士は、集落と集落の間に山や川などの自然の境界があります。集落内でのつながりや団結力が強く、現在も14ヶ所ある集落ごとに独自の文化が残っています。



【左上】家督山から見た菱浦港、【中央上】小道に残る石垣の用水路、【右上】しまね景観賞「優秀賞」受賞のレインボービーチ
【左下】集落を見下ろす御倉神社、【中央下】小泉八雲が愛した「鏡ヶ浦湾」、【右下】港町として栄えた頃の面影を残す建物

菱浦地区

海士の北西に位置する集落で、島前高校、隠岐國学習センターをはじめ、CAS、マリポートホテル海士、レインボービーチ、キンニャモニャセンター（菱浦港）など、まちづくりの核となる施設が多い地区です。小泉八雲が「鏡ヶ浦」と名付けた菱浦湾を囲み、昔から島の玄関口として活気あるエリアです。今も商店や旅館・飲食店が点在し、若者やIターン者も多く住んでいます。旧道沿いには港町として栄えた頃の面影を残す建物や看板が点在しています。



【左上】文化財に指定されている宮田神社の杉、【中央上】塩作りが行われていた横瀬原塩宴会作業場、【右上】家督山頂への道に並ぶお地藏様
【左下】福井の水田（西地区と隣接）、【右下】福井の浜

福井地区

海士町の北側、平地にある集落です。昔は沼地が多く農業には苦勞の多い地区でした。「海士の塩づくり」発祥の地であり、三日三晩寝ずに塩の番をする「塩宴会」が行われていました。家督山頂へ続く道には複数お地藏様が並んでいます。2015年には13年ぶりに地区の大祭を復活させるなど、住民自ら地区の文化を守る活動が活発化しています。



【左上】安国寺、【中央上】日ノ津港、【右上】建須佐雄神社
【左下】西の田園風景、【右下】はで干し風景

西地区

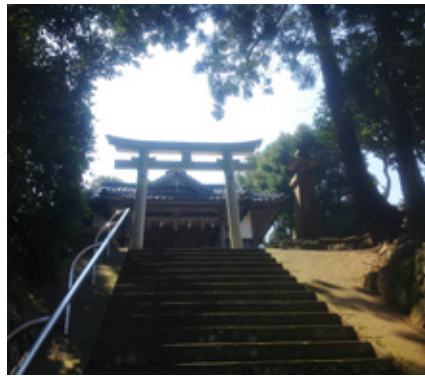
水源の多い地区で、海士全体の約半分の地区が西地区の水源を利用しています。豊富な水を背景に農業を営む家が多く、昔ながらのお米の天日干し「はで干し」の風景も見られる地区です。日ノ津港が北前船の寄港地となっていた歴史を持ち、最近までは湾内で魚の養殖が行われ賑わっていました。近年集落内に移転された安国寺本堂には町の文化財に指定されている仏像が祀られています。



【左上】墓地の後ろにある郡山古墳、【中央上】源福寺、【右上】諏訪湾には芦原が残る 貴重な陸産貝類の生息地
【左下】村上家資料館、【右下】隠岐神社

中里地区

島の中央部に位置する中里地区は、役場、農協、消防署などの行政施設や医療機関、福祉施設が集まっている地区です。行政施設だけでなく、隠岐神社や、後鳥羽院資料館、村上家資料館、御火葬塚などの後鳥羽上皇ゆかりの場所になっています。海士の行政や歴史文化の中心地区として商店や飲食店、旅館が多くあります。水田も多く、昭和 30 年頃に諏訪湾の一部が埋め立てられ農地改革が進められました。



【左上】海士で一番水田が多い、【中央上】東神社、【右上】倉田海岸はアドベンチャーキャンプの舞台
【左下】近年改修された海士小学校、【中央下】金光寺山からの眺望、【右下】旧商店街の目抜き通り

東地区

この地区のシンボルである金光寺山頂は海士町を展望できる代表的な観光スポットです。海士で一番水田が多く、稲作が盛んな地区です。かつては行政施設や医療施設があり、映画館などの娯楽施設、お菓子屋、飲食店、化粧品店、洋装店など様々な商店が集まり商店街を形成していました。町並みには、今もその頃の面影を見ることができます。



【左上】教海寺、【中央上】北分大橋からの眺望、【右】重なって見える三郎岩
【左下】北ノ惣神社、【中央下】北分の漁港

北分地区

海士の民謡「キンニャモニャ踊り」を今の形にしたのは北分地区の女性たちだと言われ、芸能に長けた方が多い集落です。地区北側にある角山麓の道路脇は桜並木となっており、春になると桜と海が見える絶好のドライブルートとなります。弘法大師を祀る「お大師堂」が地区内に3ヶ所あり、地区の方や檀家さんが、お参りする方を手作りの料理などで接待する行事「お大師さん」が行われます。



【左上】田園に囲まれた宇受賀命神社、【中央上】しめ縄は宇受賀の稲の藁で作られている、【右上】瓦葺の町並み
 【左下】港近くに残る船小屋、【中央下】宇受賀の浜、【右下】グラウンドゴルフで賑わう宮ノ原公園

宇受賀地区

現存する最古の神社名簿である「延喜式」の中でも、出雲大社、熊野大社と並ぶ最高位の明神大社に位置づけられている「宇受賀命神社」をシンボルとする地区です。元旦の祭の際は、飛魚に見立てた石を海に向かって「大漁！大漁！大漁！」と叫びながら投げるという豊漁豊作を願う珍しい神事「あご石神事」が行われています。参道の両脇には、地区の方々や農事組合法人サンライズうづかの管理する水田が広がり、夏には緑色、秋には黄金色の美しい景色に変わります。



【左上】明屋海岸の屏風岩、【中央上】豊田の由来は、豊かな水と盛んな稲作、【右上】奈伎良比売命神社など、神社が5つある
【左下】漁港と野田崎、【中央下】奥に見えるのは無人島の松島、【右下】タケシマシシウドの群落

豊田地区

豊田地区には明屋海岸や無人島の松島など、特徴的な自然景観があります。明屋海岸は大地の成り立ちが分かる拠点として「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」のジオサイト（見学拠点）に指定されています。さらに、明屋海岸で女神がお産した場所という神話も残されており、安産祈願の海岸でもあります。この地区には神社が5つもあり、海士町の地区として最多です。特に、奈伎良比売命神社に祀られている神は、航海中に嵐に遭った際、この地の光を頼りに船を進めたことにより無事助かったことがきっかけで、この地に永住したと伝えられ、海の安全と豊漁の神社とされています。



【左上】収穫した野菜を仕分けする作業場、【中央上】名水百選「天川の水」、【右上】しゃん山（家庭菜園）をする家が多い
【左下】船が並ぶ港（船のドックもある）、【右下】中里 - 保々見間では田んぼが広がり海が見える

保々見地区

この地区には、「名水百選」に選定されている湧水「天川の水」があります。「天川の水」が流れ込む保々見湾では、岩牡蠣「春香」の養殖や、塩の精製も行われています。1月の十日恵比須祭りの際に大根に墨を付けて顔に塗るという珍しい風習が残されています。漁業が主な産業ですが、稲作はもちろん、野菜作りも盛んに行われています。元は「穂々美」という漢字でしたが、現在は「保々見」となっています。



【左上】北野神社の大木 3 種、【中央上】港のイカ釣り漁船、【右上】知々井岬からの風景
【左下、右下】知々井の町並み

知々井地区

漁師町として栄え、海士の中でもイカ漁を中心とした漁業従事者が多い地区です。昔は、冬場に漁をするためだけに本土から来る漁師もいたそうです。

北野神社には、3 種の大木（椿、杉、銀杏）があり、町が文化財に指定しています。旧知々井小学校の建物が現在も残されており公民館として利用されています。



【左上】布施神社の長い階段、【中央上】百墓、【右上】布施神社からの眺め
【左下】奈須神社の神石、【中央下】奈須神社、【右下】漁港

御波地区

布施地区と太井（だい）地区が合併してできた地区です。そのため、神社や戎様の祠も地区内に2つずつあります。布施神社は高台にあり御波の集落を一望でき、奈須神社には成長する石と呼ばれる神石が祀られています。

また、百墓と呼ばれる遺跡があり、様々な時代のたくさんの墓石が群居しています。詳細は不明ですが、「えめずどさん」と呼ばれ大切にされています。



【左】多井神社の境内から見た町並み、【中央上】漁港からの風景、【右上】多井海水浴場
【中央下】お地藏様の並ぶ道、【右下】大師堂の中

多井地区

海士の南東に位置するこの地区は、海と山に囲まれた地形にあり、水資源にも恵まれていたことから、昔から自給自足の生活を営んでいた家が多くありました。

砂浜の海水浴場があり、夏になると家族連れで海遊びを楽しむ姿が見られます。 また、細い路地がたくさんある多井地区では 神社が子どもたちの遊び場となって親しまれており、住宅が密集していたため人と人との関係性が近く、昔から寄り合っては語らう文化が残っています。



【左上】 崎みかんの畑、【中央上】 海と近い崎の町並み、【右上】 石垣が立派な中良公園
 【左下】 木路ヶ崎灯台からの夕陽、【右下】 昔子どもがよく遊んでいた青谷の海岸と沖の瀬

崎地区

島の最南端にあるこの地区は、ご配流された後鳥羽上皇が到着した土地といわれており、腰掛の石や、一晚を明かしたとされる三穂神社など歴史的なものが多く残されています。昭和 43 年までは隠岐汽船の発着所があり、港周辺は商店や旅館が立ち並んでいました。

現在は、特にみかんや梅の栽培に力を入れており、崎みかん、蘇婆訶梅としてブランド化し、島の特産品にすべく商品開発を行っています。



【左上】日御碕神社、【中央上】いか寄せの浜と絵島、【右上】広場には紫陽花が彩りを添える
【左下】日須賀の神輿、【中央下】風呂屋海岸、【右下】見晴台から集落を一望できる

日須賀地区

この地区は島の西側の海に面して、夕陽がとてもきれいに見える地区です。秋には、知夫里島と西ノ島の間に沈む夕日を見ることができます。沖には「絵島」という無人島があり、昔は子どもたちが泳いで行って磯遊びをしていました。また、風呂屋海水浴場があり夏季のシーズン時には多くの家族連れで賑わっています。

第三章 海士町の良好な景観形成



景観特性

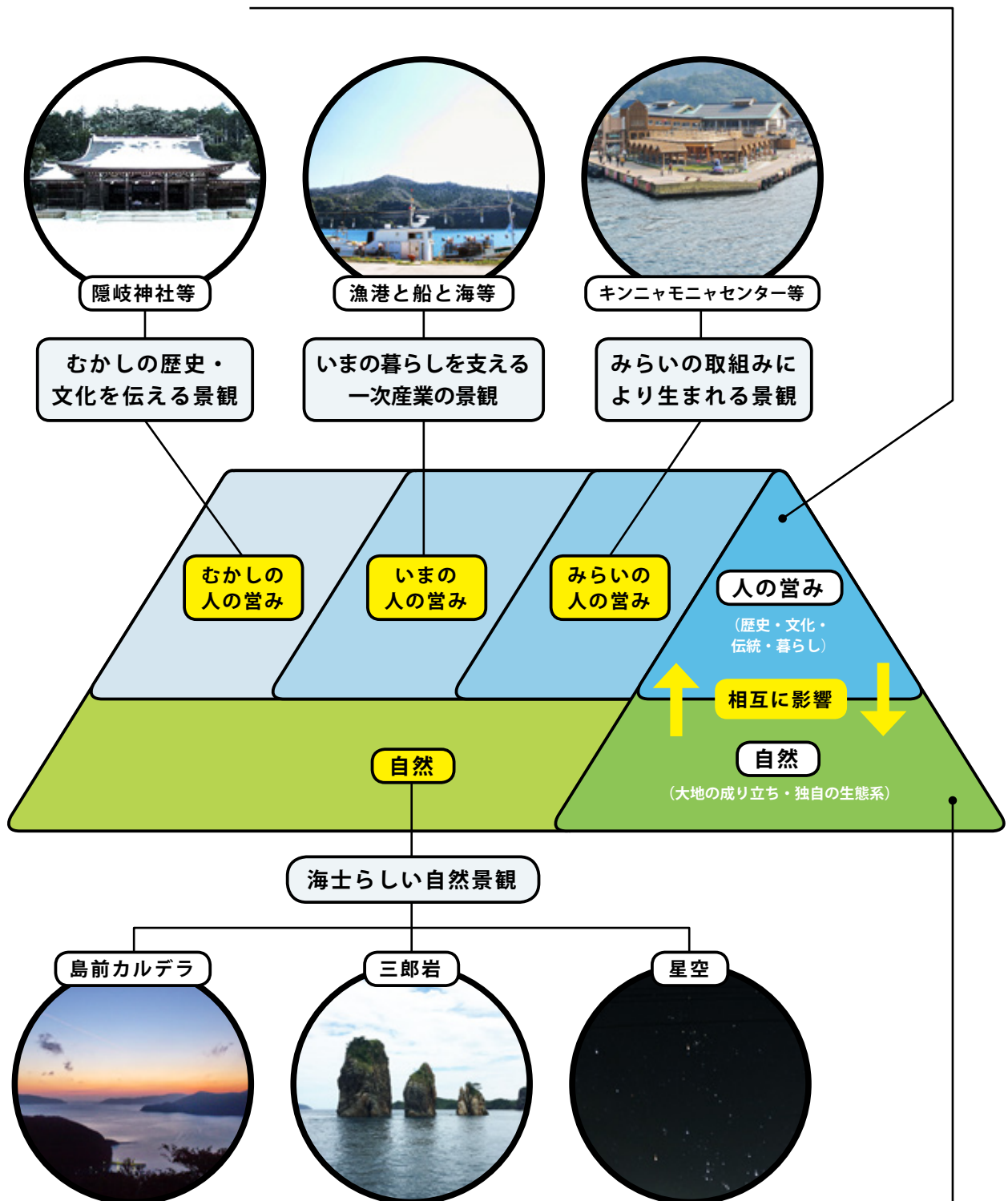
～「海士らしい景観」とは何か～

「海士らしい景観」とは何でしょうか。

景観について整理してみると、大きく「人の営み」が見える景観と、「自然」が見える景観に分かれます。

そして、人の営みを「むかし」「いま」「みらい」と時間軸で区分することで、それぞれの区分ごとの「海士らしさ」が見えてきます。

遠流の地としての歴史、半農半漁の暮らし、生き残りをかけた挑戦



離島という環境、対馬海流の恵み、複雑な海岸線、独特の生態系、火山性の大地（カルデラ）、沿岸が埋立地を形成し平地も多い、豊富な湧き水



四季折々の景色



タケシマシシウド



火山活動の様子が残る明屋海岸

自然（大地の成り立ち・独自の生態系）の景観

日本海に浮かぶ、火山性の島、それが海士町です。

隠岐ユネスコ世界ジオパークにも認定されており、複雑な海岸線や特異な地形・奇岩などからは、世界でも特有な、海士らしい景観が体感できます。空気が澄んでおり、晴れた夜は満天の星空を望めます。



菱浦の恵比須祭り



瓦葺の町並み



干し柿

「むかし」の人の営みの景観

海士町は町並みにも、文化にも、歴史が残る町です。

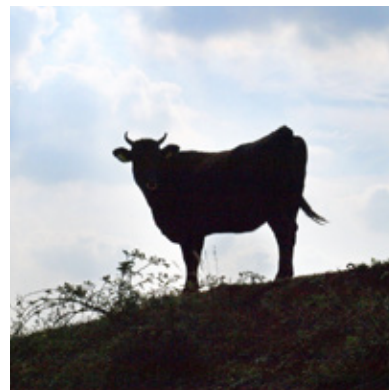
木造の家々や、その屋根を彩る赤や黒の石州瓦。軒下に干される季節ごとの野菜や果物からは、そこで暮らす人々の素朴で温かい暮らしが感じられます。各地区の神社では、祭りや行事なども続けられています。



黄金色に色づく田んぼ



イカ干しの風景



放牧地の牛

「いま」の人の営みの景観

海士町は、自給自足の出来る、半農半漁の島です。

田畑を耕し、漁に出る船があることが、海士町の今の暮らしを守る大切な景色といえます。そこには、その営みを支える人たちの存在が必要不可欠です。この島で暮らす私たちの豊かさは、これらの景色の奥にある一次産業に支えられています。



旧崎小学校



隠岐国学習センター



町営住宅

「みらい」の人の営みの景観

海士町は新しい挑戦を生み続けようとする町です。

島内外の人たちをつなぐキンニャモニャセンターや、隠岐島前高校や隠岐国学習センターといった、未来をつくる子どもたちの学び舎など、挑戦の種が生まれる場を作り続けています。人口増加に対応するための町営住宅は、瓦葺きと木目調を基調とし、周囲の町並みと適合するような景観配慮を行っています。

今後も、いまの子ども世代が、島の暮らしをより豊かで喜びあふれるようにするために活躍していく中で、景観も変遷していくことでしょう。



【参考】子どもたちの夢を描いた『島の未来予想図』作成プロジェクト」（2030年の島の未来予想図 2012年）

特定非営利活動法人サステナビリティ日本フォーラム（主催）と海士町（協力）によって作成されました。海士町内にある小中高生総勢 273 名による 361 個の「2030 年の海士の未来への願い事」をイラスト化したものです。

景観形成の課題

海士町の景観形成には生活習慣や産業構造の変化、少子高齢化などにより様々な課題があります。

自然（大地の成り立ち・独自の生態系）の景観

杉や竹林などがエネルギーや資材として活用される機会が減少したことに伴い、山林の荒廃が進んでいます。山では葛が繁茂し、木々が覆われつつあります。山が地力を失い荒れると、土壌が流出したり、海に流入する水の栄養が減ることで、海藻が減り魚も減るといわれています。

また、生き物の棲み家となる自然な状態の海岸線や河原も、護岸工事などにより減少しています。さらには、波打ち際や林などに漂着したり放棄されたりしたごみの散乱が見受けられます。

「むかし」の人の営みの景観

人口が減少し、空き家が増加しています。修繕費や取り壊し費が高額であるため、放置され、危険家屋となる家も少なくありません。神社仏閣も、老朽化が進みつつあります。島のあちこちに、すでに役目を終えた看板や資材が放置される姿も目立っています。住民の高齢化に伴い、祭りや暮らしの知恵などの文化継承も難しくなっています。

「いま」の人の営みの景観

農業・漁業などの一次産業の担い手が少なくなっています。それにより、田畑や浜に人の姿が減り、荒涼とした、寂しい風景になりつつあります。休耕田や使われない畑には、セイタカアワダチソウなどの雑草が繁茂し、「打ち棄てられた」「荒廃している」という印象を人々に与えます。

「みらい」の人の営みの景観

これから海士に住む人たちの広い意味での「景観への意識」が、今後の海士の景観をつくることになります。

今後も様々な挑戦をしていく海士町においては、新しい施設や建物の建設・増改築や、土地の開発の際に、景観に対する配慮が不可欠のものとなります。様々な挑戦とともに、景観への意識醸成を継続的に行うことが必要です。

良好な景観形成に関する方針

自然（大地の成り立ち・独自の生態系）の 景観に関する方針

方針1

景観に配慮した公共事業

四方を海に囲まれ、切り立った崖や狭い道の多いこの島で、災害を防ぎ、安全に暮らしていくためにも、土木工事は必要です。景観に配慮した工事の方法を検討し、推進します。

方針2

森林の整備

水田や海を育てるのは森林です。森林の整備が一次産業を支えることにもなります。水を蓄え田畑や海を育てる森林の機能を高めるために、竹林の除去、草地への植林及び天然林の保全を行います。

「むかし」の人の営みの景観に関する方針

方針3

古民家の改修・整備などによる 「ここに住みたい」と思える家と町並みの整備

「ここに住みたい」という気持ちになるような家があることは、帰りたい町、住みたい町となる上でとても重要です。古民家などの改修や町営住宅の建設を通し、住みたいと思える家づくりを推進します。また、町並みについても、空き家、危険家屋及び不要な看板を撤去するなど、住みたいと思える町並みづくりを実施していきます。

「いま」の人の営みの景観に関する方針

方針4

一次産業の後継者育成

食べ物に関して心配のない豊かな島であることが、町の人々の心の豊かさに影響しています。私たちの暮らしの中にある一次産業がしっかりと守られていることが、この島においては重要です。町をあげて、一次産業の後継者育成と、彼らが持続的に生活出来るような仕組みを構築します。

「みらい」の人の営みの景観に関する方針

方針5

ふるさとの価値の再発見、 美しさを感じる心を育む社会教育

この町にどのような美しさがあるのかを探索することで、自分たちが将来守りたいふるさとの価値を知ることにつながります。価値を再発見する活動を通じて、美しさを感じる心が育まれます。遺されている景観の意味を「なぜこのような景観になっているのか」という視点で紐解けるようになることで、「海士らしい景観」をより深く理解することが出来ます。

土地の成り立ちを知ることや、普段何気なく通りすぎてしまっている美しいものを探す活動など、ふるさとの価値を知るための社会教育を、子どもだけでなく大人も受けられる機会を創出します。

方針6

子どもを大切にするまちづくり

子どもたちが楽しそうに集落や自然の中で遊ぶ様子を見ることが、「ここで子育てしたい」という気持ちにつながる要素となります。子どもは島の宝です。子どもたちが島を愛し、この島に帰ってきたいと思えるようなまちづくりをします。

全体に関する方針

方針7 景観の関所

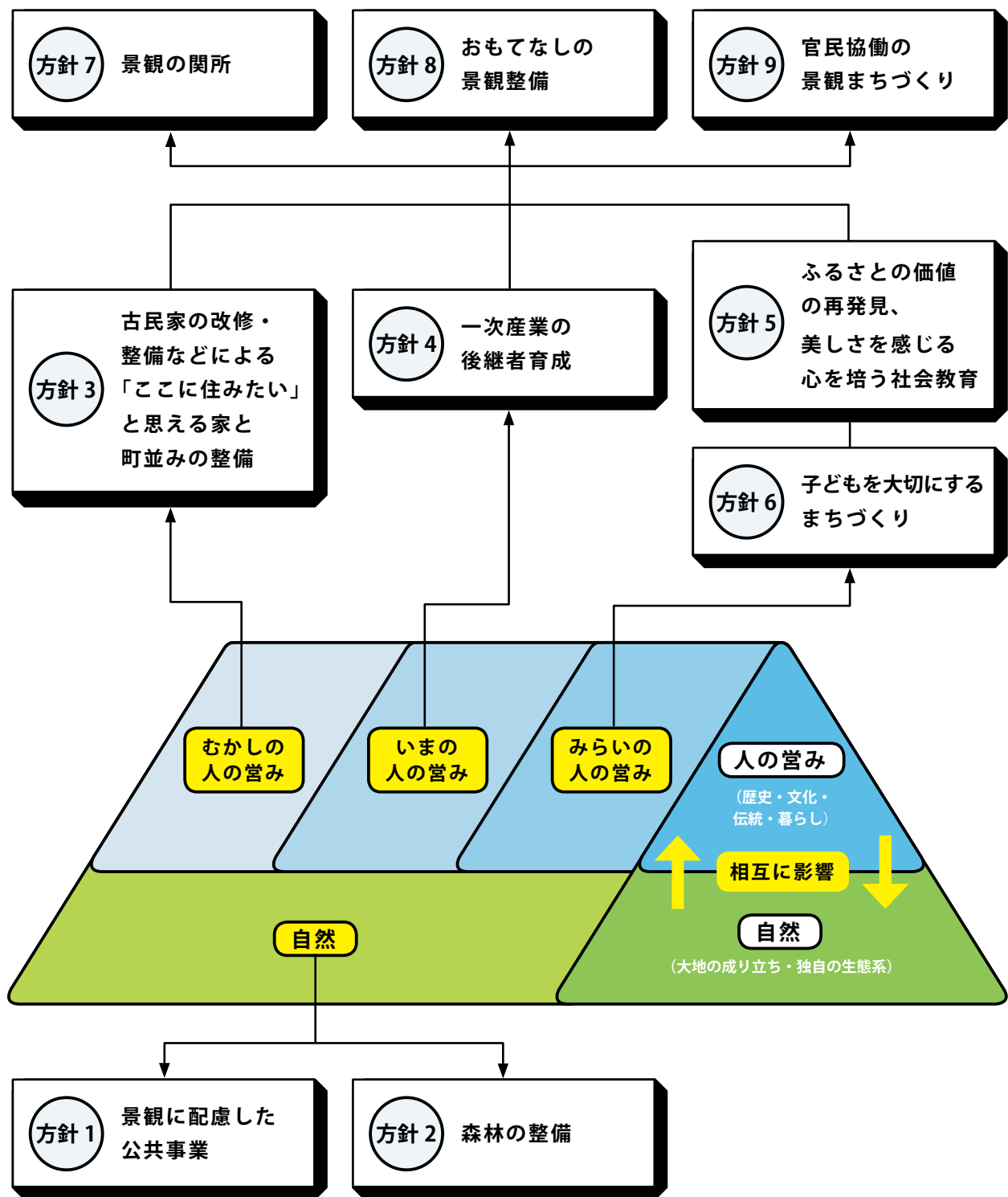
必要な土木工事を実施しつつ、景観の側面から配慮ができるよう「景観の関所」を設けます。特に重要な景観に「重要景勝地」の認定をし、認定された場所に工事などの手が入る際には、関所である景観審議会の審議を必要とするような仕組みをつくります。

方針8 おもてなしの景観整備

島を訪れる人々の体験がより良いものになるように、賑わいのあるエリアにおいて、モデルとなる重点地区を定め、景観形成を推進します。例えば、エリア別に樹種を指定して街路樹を植樹するなど、うるおいのある風景をつくることで、おもてなしの景観整備を実施します。

方針9 官民協働の景観まちづくり

海士町環境整備課が窓口となり、町民主体の景観に関する取り組みの相談に対応します。良好な景観づくりに貢献する団体を「景観形成活動団体」として認定し、良好な景観づくりのための提案機会を設けるなど、活動推進の為の支援を積極的に実施します。さらに、良好な景観づくりに関連する事業を行う際は、できるだけ多くの町民の協力を募り、官民協働の景観まちづくりを推進します。



島まるごと 景観まちづくり

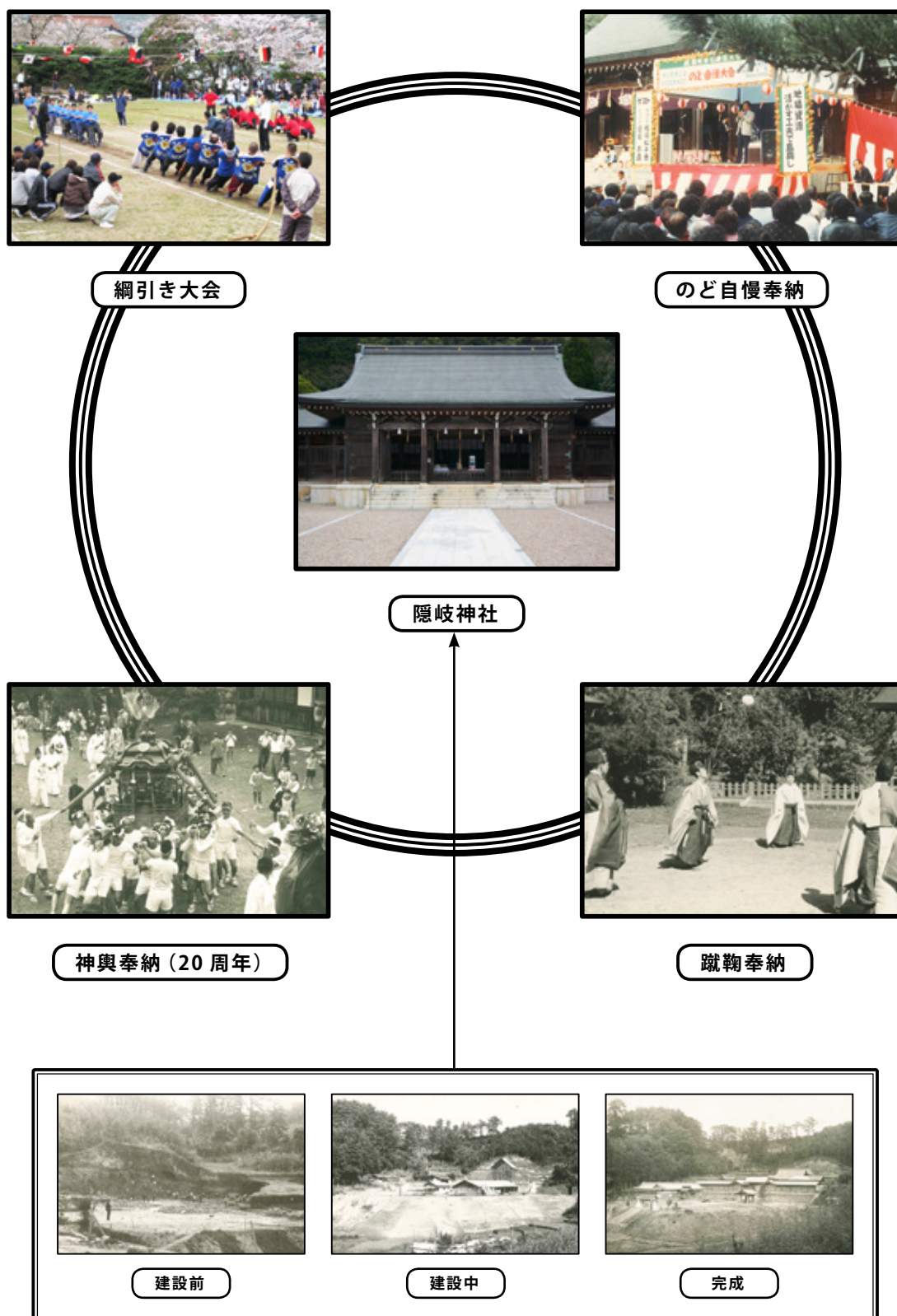
単なる視覚対象としての狭い意味の景観ではなく、見る人の心の豊かさや、人の営みまで含まれる広い意味での景観をつくるためには、立場を超えて島まるごとで取り組む必要があります。

例えば、海士町のシンボルのひとつとなっている隠岐神社は、元々は田畑や山林が広がる場所でした。少しずつ社殿の建設が進み、現在の形になりましたが、単に社殿が建っただけでは、今のように島の人にとって大切な場所にはなりません。

社殿が建った後に、隠岐神社を盛り上げるために牛突きや蹴鞠の奉納、稚児行列、のど自慢大会などの様々な取り組みが行われてきました。今では海士町の一大イベントとなっている綱引き大会も、元々は隠岐神社の桜まつりを盛り上げる目的もあって始まった取り組みです。いろいろな取り組みによって、たくさんの人が集い、集う人の心に思い出が残り、かけがえない場所となっていく。そんな積み重ねがあったからこそ、海士町の人にとって隠岐神社は大切な場所になっていると言えます。

このように、景観まちづくりにはたくさんの人が一緒に活動することで生まれるエネルギーが大切な要素となります。活動に参加した人の心に残る思い出自体が、広い意味での景観をつくりあげていきます。

祭りのような大きなイベントも、日々のしゃん山（家庭菜園）づくりのような小さな取り組みも、この島で行われるすべての人の営みが「島まるごと景観まちづくり」と言えます。年齢や立場、出身地を超えた全ての人の協働が景観まちづくりには必要です。



区域

景観計画の適用範囲は、海士町全域とします。

良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項

届出行為

景観計画区域内で次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、海士町景観計画及び海士町景観条例に基づき、町長に対して届出（国の機関又は地方公共団体が行う行為については通知・協議）を行うものとします。届出対象行為の種類、規模及び景観形成基準は次に示すとおりとします。

行為の種類		左の行為のうち届出の対象となる規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ 13 m 若しくは 4 階建て又は建築面積 1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁等	高さが 5 m を超えるもの
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 太陽光発電施設（同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等	高さが 13 m 又は築造面積が 1,000㎡を超えるもの（注 1、2） 注 1：工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが 5 m を超え、かつ、地盤面から工作物の上端までの高さが 13 m を超えるもの 注 2：太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が 1,000㎡を超えるもの
	自動車車庫の用に供する立体的施設	高さが 13 m 又は築造面積が 500㎡を超えるもの（注 3：注 1 に同じ）
	橋、トンネル、堤防、ダム、砂防ダム、水門、防波堤、護岸、栈橋、落石防護柵、遮音壁、道路照明等	長さ 20m を超える、または高さが 5m を超えるもの
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等（これらの支持物を含む）	高さ 20 m を超えるもの（支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の高さが 10 m を超え、かつ、支持物の上端までの高さが 20 m を超えるもの）
	広告板、広告塔、装飾塔等	高さ 13 m 又は表示面積 25㎡を超えるもの（注 4：注 1 に同じ）
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積		高さ 5 m 又は面積 1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地の形質の変更		面積が 10,000㎡を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ 5 m 及び 10 m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの
木竹の伐採		面積が 10,000㎡を超える木竹の伐採

届出対象除外行為

次に掲げる行為については、適用除外とします。

1. 災害のために必要な応急措置として行う行為

2. 以下に該当する通常の管理行為、軽易な行為

①	建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去で当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの（新築後、増築後又は改築後において、その建築物の高さが5mを超えるものとなる場合における新築、改築又は増築を除く。）
②	工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去（増築後又は改築後において、その高さ又は面積がアからオまでに規定する高さ又は面積を超えるものとなる場合における増築又は改築を除く。）で次に掲げるもの ----- ア. 垣（生垣を除く。）、さく、塀、擁壁その他これらに類するもので高さが1.5m以下のもの イ. 煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、電波塔、記念塔、物見塔、高架水槽、冷却塔、彫像、記念碑その他これらに類するもので高さが5m以下のもの 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースター、太陽光発電施設（同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、自動車車庫の用に供する立体的施設その他これらに類するもので、高さが5m以下で、かつ、築造面積（太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計）が10㎡以下のもの エ. 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線その他これらに類するもの（これらの支持物を含む。）で、高さが10m以下のもの オ. 広告板、広告塔、装飾塔、その他これらに類するもののうち、高さが5m以下で、かつ、表示面積の合計が10㎡以下のもの
③	設置期間が90日を超えない仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更
④	建築物等の外観の変更（外壁の改修、塗装行為等を含む。）で当該変更に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの（外観の大部分に施す場合を除く）
⑤	木竹の伐採で次に掲げるもの ----- ア. 高さが10m以下の木竹の伐採 イ. 農業、林業、畜産業を営むために行う木竹の伐採 ウ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 エ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 オ. 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹の伐採

2. 以下に該当する通常の管理行為、軽易な行為	
⑥	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で次に掲げるもの
	ア. 高さが 1.5 m 以下で、かつ、その用に供される土地の面積が 100㎡以下のもの イ. 90 日を超えて継続しない物件の堆積
⑦	鉱物の掘採又は土石等の採取で、当該行為に係る部分の面積が 300㎡以下で、かつ、当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが 1.5 m 以下のもの
⑧	土地の区画形質の変更で次に掲げるもの
	ア. 変更に係る部分の面積が 300㎡以下で、かつ、当該変更に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが 1.5 m 以下のもの イ. 農業、林業、畜産業又は漁業を営むために行うもの（宅地の造成、土地の開墾並びに水面の埋立て及び干拓を除く。）
⑨	地盤面下又は水面下における行為
⑩	法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

3. 国の機関または地方公共団体の行う行為
※国や県の機関の実施する行為で届出対象となる規模の行為については事前に通知・協議が必要

4. 次の法令に基づき許可、認可、届出等を要する行為
ア. 文化財保護法、島根県文化財保護条例、海士町文化財保護条例 イ. 屋外広告物法 ウ. 自然公園法、島根県立自然公園条例 エ. 島根県自然環境保全条例

5. 土地改良事業、土地区画整理事業

6. 専ら自己の居住の用に供する個人所有の一戸建住宅の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

7. 既着手行為

景観形成基準

基本事項

01. 地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し魅力ある景観の形成を図ること。
02. 行為地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、かつ、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
03. 行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
04. 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努めること。

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	
景観形成基準	
位置	行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。
	行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。
	行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
	敷地内に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合は、これを活かした建築物の配置とすること。
規模	景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることをしないよう配慮すること。
形態	地域の景観と調和するよう配慮すること。
	周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること。
意匠	地域の景観と調和するよう配慮すること。
	建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。
	建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。
色彩	けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、大規模建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
素材	地域らしく、優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。
敷地の緑化	敷地内はできる限り緑化し、かつ、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽、潤いある町並みづくりに努めること。
	樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
その他	屋外駐車場はできる限り出入り口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。
	屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。
	空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。
	アンテナを共同化するよう努めること。

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	
景観形成基準	
位置	行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近傍する場合は、その保全に配慮した位置とすること。
	行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。
	行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
	敷地内に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合は、これを活かした工作物の配置とすること。
規模	景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることをしないよう配慮すること。
形態	周辺の景観と調和するよう配慮すること。
意匠	周辺の景観との調和を配慮し、全体としてのまとまりのある意匠を工夫すること。
色彩	けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。
素材	地域らしく、優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。
敷地の緑化	敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。
	樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。

屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	
景観形成基準	
集積、 貯蔵の方法	主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。
	適切な集積又は貯蔵に努めること。
遮へい	敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。
	敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	
景観形成基準	
遮へい	敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。
	敷地周囲の緑化等により周囲の道路等からの遮へい措置を講じること。
事後の措置	長大な法面又は擁壁を生じないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ・ 法面は、緑化可能な勾配とすること。 ・ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。
	行為を終了したところから速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
その他	主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないう、掘採又は採取の方法を工夫すること。

木竹の伐採	
景観形成基準	
伐採の方法	木竹の伐採を行う場合は、択伐方法等により必要最小限に留めること。
	樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り伐採せず、その周囲に移植すること。 ※但し適切な木竹森林の維持管理の為の活動はこの限りではない。
敷地の緑化	伐採を行った場合には、生態系に調和する樹木により植栽をすること。

景観重要建造物及び 景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物

海士町に住む人達が心豊かに暮らせるよう、地域住民から親しまれていたり、歴史的に重要であったり、その地域らしさを表すような、景観形成上重要な建築物、工作物（家や施設、門、石積み等）に関しては、景観重要建造物の指定を行い、保全及び有効活用に努めます。

指定にあたっては、以下の方針に適合する建造物を指定します。

- ・ 公共の場所から容易に見ることが出来る建造物
- ・ 地域住民や所有者、管理者の共通認識が得られる建造物
- ・ 歴史的・近代的にかかわらず、海士らしく、良好な景観形成に寄与する建造物

景観重要樹木

海士町に住む人達が心豊かに暮らせるよう、地域住民から親しまれていたり、その地域らしさを表しているような景観形成上重要な樹木に関しては、景観重要樹木の指定を行い、保全及び有効活用に努めます。

指定にあたっては、以下の方針に適合する樹木を指定します。

- ・ 公共の場所から見ることが出来る樹木
- ・ 地域住民や所有者、管理者の共通認識が得られる樹木
- ・ 巨木、若木にかかわらず、地域を代表するシンボルとしての樹木であり、良好な景観形成に寄与している樹木

屋外広告物の表示及び 屋外広告物を掲出する物件 の設置に関する行為の制限

屋外広告物は、自然の風景や町並みに大きな影響を与える要素の一つです。店舗や施設などの情報を表示し、まちゆく人々の目を引くのが広告です。それは有益な情報となることもありますが、秩序なく設置された屋外広告物が景観の阻害要因として目に映る事例が多く見受けられます。海士町はこれからも、ふるさととしての良好な景観を保持し続けるために、「島根県屋外広告物条例」の適切な運用と、「良好な景観づくりに関する方針と行為の制限」に基づき、屋外広告物の規制と建築物等についての景観誘導を一体的に行っていきます。

景観審議会の設立に 関する方針

景観とは、官民協働でつくりあげていくものです。また、この景観計画に関しても、景観形成の推進の途中で、官民協働で、何度も見直し、改善していく必要があります。

そこで、海士町では、島内の多様な職業、背景を持つ人を集め、景観審議会を設置します。景観計画の見直しや提言、景観計画及び条例に基づき届出された内容の審議、良好な景観形成の推進の為の施策の検討などを行います。

景観計画の見直し

良好な景観形成には、取り組みを長期的に続ける中で、その過程において、実行と見直しのサイクルを重ね、発展させていくことが重要です。以下の事柄について、審議会及び町民の意向を聴きながら検討し、景観計画へ反映させていきます。

- ・ 施策の評価
- ・ 行為の制限の見直し
- ・ その他良好な景観形成の為に必要な審議

概ね4年ごとに景観計画の見直しを実施することとします。

資料

海士町景観審議会委員（敬称略）

平木 千秋（会長）	海士町教育委員会 教育長
深谷 治（副会長）	隠岐自然村代表／あま環境ネットワーク
石倉 功	隠岐海士交通株式会社 代表取締役社長
亀谷 潔	亀乃食堂 店主／海士町議会 議長
古濱 正之	隠岐島前森林組合 組合長
島根 和彦	海士町漁協
新谷 真知子	公募委員
飯古 晴二	飯古建設有限会社 専務取締役／明日の海士をつくる会
藤田 秀行	JA しまね海士支店
渡辺 美保子	公募委員（海士診療所）

海士町景観審議会事務局

松前 一孝	海士町役場環境整備課 課長
杵築 千鶴子	海士町役場環境整備課 主査
青山 智香子	海士町役場環境整備課

協力

阿部 裕志	株式会社巡の環 代表取締役
岡部 有美子	株式会社巡の環
石坂 達	株式会社巡の環
浅井 峰光	株式会社巡の環

策定までの経緯

年月日	実施名	内容
2014 年 9 月頃	景観に関するレポート作成	・ 景観に関する書籍、文献、資料の収集 ・ 上記書籍等を元にしたレポートの作成と配布
2014 年 11 月 29 日 13:30 ～ 15:30	崎地区を対象とした フィールドワーク	・ 参加者：島外からの来訪者（大阪府堺市より）10 名、崎地区の方（案内人）3 名、巡の環スタッフ 2 名 ・ プログラム 13:30 集合、オリエンテーション 13:35 地元学の説明、ワーク 14:00 地域フィールドワーク開始 15:00 フィールドワーク終了、残したいもの発表 15:15 地元の方からフィードバック 15:30 終了
2014 年 11 月 29 日 17:00 ～ 19:15	地元住民を交えた ワークショップ	・ 参加者：島外からの来訪者（大阪府堺市より）10 名、海士町民 5 名、巡の環スタッフ 2 名 ・ プログラム 17:00 趣旨説明、簡単な自己紹介 17:30 インタビュー「海士町の魅力とは？」 18:30 参加型パネルディスカッション 19:15 終了
2015 年 2 月 10 日 11:30 ～ 18:00	島前高校出身者を含む 島外来訪者対象の フィールドワーク	・ 参加者：島外からの来訪者（大学生）11 名、巡の環スタッフ 2 名 ・ プログラム 11:30 食事づくり 13:00 昼食、片付け 14:30 巡の環の紹介 15:00 フィールドワーク説明 15:30 フィールドワーク開始 17:00 発表、振り返り 18:00 終了
2015 年 3 月 6 日 19:00 ～ 21:00	景観まちづくり勉強会	・ 参加者：町内参加者 18 名、巡の環スタッフ 3 名 ・ プログラム 19:00 自己紹介、「景観」のイメージ、話したいこと共有 19:30 会議体について議論 20:00 景観勉強会の実施 20:50 次のアクション決定 21:00 終了
2015 年 6 ～ 7 月頃	14 集落調査	海士町の全集落において、残したい景観を探る為のフィールドワークを実施した。 【調査内容】 ・ 集落の歴史や取り組み、景観に関する拠点について調査 ・ 1 集落につき 2 ～ 3 人が約半日訪問し調査

年月日	実施名	内容
2015 年 8 月 13 ～ 15 日 9:00 ～ 17:00	むかしといまの写真展	・参加者：延べ 104 名 ・実施内容 ■「むかしといま」：役場保存の写真、「隠岐の昭和」からの写真と現状の写真を並べ変化を見えるようにした。 ■「卒業写真」：歴代の中学校卒業写真を一斉展示し、思い出話に花を咲かすための仕組みとした。 ■「いいね」マップ：未来に向けて残したいもの、こうなったらいい、と思うものを星形やハート型の付箋に書いて貼ってもらった。景観への期待や不満等を記録した。 ■カフェスペース：お客様が足を運んでくださるようにカフェスペースを設置し、写真集も展示した。
2015 年 9 ～ 10 月頃	キーパーソンへのインタビュー	・対象：町議員や各集落の区長、行政関係者など ・インタビュー内容：これまでの取り組みや景観形成において重要なこと、意見などを伺った（1 人につき 20 分～1 時間）。
2015 年 11 ～ 12 月頃	全戸アンケート	・対象：現在の回覧板配布戸数（全 1,074 戸） ※世帯に配布し、代表者が記入
2016 年 2 月 28 日 13:00 ～ 17:00	ワークショップ 「海士のこれからの景観を 考える一日」	・参加者：34 名 ・プログラム 13:00 開会の挨拶・アイスブレイキング 13:30 第一部「一人ひとりの思いの共有」 －観点 1：あなたの大切な景観・風景 －観点 2：あなたの変えたい景観・風景 －観点 3：あなたの望む未来の景観・風景 14:30 第二部「景観計画を作るうえで押さえるべきポイントを探求するワールドカフェ」 －改めて、海士らしさってなんでしょう？ －あなたの残したい海士らしさって何ですか？ －景観の未来を考える上で大切にしたいことは？ －ゆずれないことは？ 15:30 第三部「分科会『未来を現実にするために今から始めること、考えておくべきこと』」 －参加者からお題を出してもらい、そのお題について話し合いたい人を募り、数グループで議論） 16:45 発表 17:00 終了
2016 年 3 月 23 日 13:00 ～ 15:00	第 1 回海士町景観審議会	・景観計画の基本理念について ・海士町景観計画素案について
2016 年 6 月 8 日 13:30 ～ 15:30	第 2 回海士町景観審議会	・海士町環境計画素案の修正点について ・海士町景観計画の基本理念（修正案）について
2016 年 7 月 6 日 13:30 ～ 14:30	第 3 回海士町景観審議会	・景観計画の基本理念（再修正案）について

海士町 景観計画

平成 28 年 12 月策定



編集・発行

海士町 環境整備課

〒 684-0403 島根県隠岐郡海士町大字海士 1490

☎ 08514-2-1825

